

別添

登録申請書類の審査項目チェックリスト

書類の種類	番号	確認等事項	審査のポイント	法令等の該当箇所	適否の別		不適合項目に関する是正・改善要求の有無とその結果
					適	否	
登録申請書	～	氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	<ul style="list-style-type: none"> <li>・氏名、名称、住所、法人の代表者氏名の記載の有無。</li> <li>・正確に記載されているか。</li> </ul>	・法第9条第1項第1号	適	否	
登録申請書	1(1)	合法伐採木材等の利用を確保するための措置を講ずる事業の範囲	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第一種木材関連事業又は第二種木材関連事業別の記載の有無。</li> <li>・センターが登録対象とする第二種木材関連事業者を選択されているか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法第9条第1項第2号</li> <li>・施行規則第6条第1項第1号</li> <li>・登録実施事務規程第8条</li> </ul>	適	否	
登録申請書	1(2)	<ul style="list-style-type: none"> <li>①木材を使用して建築物その他の工作物の建築又は建設をする事業</li> <li>②①と密接に関わる木材等の製造、加工、輸出又は販売する事業</li> <li>※②を選択した場合、「①と密接に係わる」ことを示す資料等(プレカット加工を除く)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・①、②の事業の別の記載の有無。</li> <li>・①、②の事業の別が正確に記載されているか。</li> <li>※提出のあった資料等から、①と密接に関わる事業として、例えば、建築又は建設を行う企業内の部門が行っている事業、木造建築関係団体の会員が行っている事業等であること確認する。</li> <li>なお、プレカット加工については、全てが建築等と密接な関わりがあるのでと判断される。</li> <li>※家具、紙等の物品の製造、加工、輸出は登録対象としない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法第9条第1項第2号</li> <li>・施行規則第6条第1項第2号</li> <li>・登録実施事務規程第6条</li> </ul>	適	否	

登録申請書別表 i、ii	1(3)	②第二種木材関連事業の場合 合法伐採木材等の利用を確保するための措置を講ずる支店、工場等の名称(又はプロジェクト名称)、所在地、事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>支店、工場等の記載の有無。</li> <li>支店、工場等の名称が正確に記載されているか。</li> </ul> <p>※支店、工場等が多く、事業内容等が多様な場合は、個々の事業内容、所在がわかる資料(パンフレット等)の提出を求め、確認する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>法第9条第1項第2号</li> <li>施行規則第6条第1項第3号</li> </ul>	適	否
登録申請書	1(4)	②第二種木材関連事業 合法伐採木材等の利用を確保するための措置の対象となる取り扱う木材等(以下、「取り扱う木材等」という。)の種類	<ul style="list-style-type: none"> <li>取り扱う木材等の種類の記載の有無。</li> <li>取り扱う木材等の種類が正確に記載されているか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>法第9条第1項第2号</li> <li>施行規則第6条第1項第4号</li> <li>登録実施事務規程の添付申請書の記載例</li> </ul>	適	否
登録申請書別表 iii	1(5)	取り扱う木材等の1年間の重量、体積又は数量の見込み	<ul style="list-style-type: none"> <li>取り扱う木材等の1年間の重量、体積又は数量の見込みの記載の有無。</li> <li>取り扱う木材等の1年間の重量、体積又は数量の見込みが正確に記載されているか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>法第9条第1項第2号</li> <li>施行規則第6条第1項第5号</li> <li>登録実施事務規程の添付申請書の記載例</li> </ul>	適	否
		<p>(1)合法伐採木材等の利用を確保するための措置を適切かつ確実に講ずる方法</p> <p>①確認に関する事項 木材関連事業者から提供を受けた合法伐採木材等であることの確認に関する書類その他これに類する書類の内容の確認に関する記述</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>具体的には、例えば、木材等を譲り受けた際に受け取る納品書、請求書に記載されている「合法性が確認された木材等である」旨の証明に係る記載、あるいは、譲り受けた木材等の型番について、カタログ、ホームページに「合法確認された木材等である」旨の証明にかかる記載がある場合は、当該カタログ、ホームページの証明にかかる記載と、納品書または請求書に記載されている型番を照合することにより確認すること等について記載されているか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>法9条第2項</li> <li>施行規則第7条第1項第1号</li> <li>法第6条第1項第1号</li> <li>判断基準省令第2条第1項第3号</li> <li>登録実施事務規程の添付申請書の記載例</li> </ul>	適	否

申請書添付書類	2(1)	<p>②木材を譲り渡すときに必要な措置 木材等を譲り渡す場合、木材関連事業者より提供を受けた書類その他これに類する書類の内容を確認した旨及び合法性が確認できた場合はその旨が記載されている書類を、当該木材等を譲り受け、又は当該木材等の販売の委託を受ける者に提供することの記述 ※建築又は建設をする事業は除く。</p>	<p>・具体的には、例えば、納品書、カタログ、ホームページ等に合法性の確認された木材等であることを記載して譲り渡すこと等について記載されているか。</p>	<p>法第6条第1項第3号 判断基準省令第4条第1項第2号 ・登録実施事務規程の添付申請書の記載例</p>	適	否
		<p>③記録の管理に関する事項 合法性の確認に関する記録及び木材関連事業者より提供を受けた書類等の保管に関する方法等の記述</p>	<p>・具体的には、例えば、合法性の確認のために入手した、伐採の合法性を示す書類等の確認の記録を台帳に整理し、5年間保管する等について記載されているか。 ・なお、ホームページで確認した場合は、プリントアウト等して保管することを記載しているかを確認する。</p>	<p>・法第6条第1項第4号 ・判断基準省令第5条第1項第3号 ・登録実施事務規程の添付申請書の記載例</p>	適	否
申請書添付書類	2(2)	<p>①合法伐採木材等の分別管理に関する措置 ※建築又は建設する事業は除く。</p>	<p>・具体的な分別管理の方法について記載されているか。</p>	<p>・法第9条第2項 ・施行規則第7条第1項第2項 ・判断基準省令第6条 ・登録実施事務規程の添付申請書の記載例</p>	適	否
		<p>②合法伐採木材等の利用を確保するための措置に関する責任者の設置</p>	<p>・支店又は工場等において、合法性の確認、書類の譲渡し(建築、建設をする事業を除く)、分別管理(建築、建設をする事業を除く)及び記録の管理を適切に実施するための責任者の氏名及び役職が記載されているか。</p>		適	否

		③その他必要な体制の整備(事業者の合法伐採木材等への取り組み方針の設定)	・合法伐採木材等の利用等に関する行動規範の設定(または既存の行動規範や調達方針の見直し)を行った旨を記載するとともに、写しが添付されているか。		適	否
申請書添付書類	2(3)	①個人にあつては、住民票の写し ②法人にあつては、定款又は寄附行為、登記事項証明書及び役員の名簿	・必要な書類の有無及び内容を確認。	・法第9条第1項第1号 ・施行規則第7条第2項第1号、第2号	適	否
		③申請者が法第11条第1項第2号から第4号までに該当しないことを証する書類	・登録実施事務規程第22条第1項に基づく誓約書等の添付の有無。	・法第11条第1項第2号～第4号 ・施行規則第7条第2項 ・登録実施事務規程第22条第1項	適	否